日野市立保育園保育業務支援システム利用契約にかかる
公募型プロポーザル審査要領

本要領は、日野市立保育園保育業務支援システム利用事業者を選定するに当たり、企画提案書等の評価について、必要な事項を定めるものとする。

1 選定方法

(1)事業者の選定は、本要領に基づいて評価を行う。

(2)審査項目は、「2 審査基準」により行う。

(3)審査項目の合計点(1,100 点満点)の結果をもって、日野市立保育園保育業務支援システム利用事業者審査委員会(以下「委員会」という。)の審査により選定を行う。

なお、応募者が一者のみとなった場合でも、本要領に基づき、審査を行う。また、委員会委員の評定合計点が満点に対して60%に満たない場合は、最優秀提案者は選定せず、再度募集を行うものとする。

2 審査基準

提出された企画提案書等を踏まえ、別表の「審査基準表」に従い、評価項目ごとに専門的視点の意見交換を行い、総合的判断で審査を行う。